

令和 8 年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務に係る企画提案選考実施要領

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

「令和 8 年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務」

(2) 委託業務の内容

別添「令和 8 年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務 仕様書」のとおり。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで。

(4) 委託料上限額

金 1,452,000 円（消費税および地方消費税を含む）。

(5) 支払い条件

完了後払い（詳細は受託事業者と別途協議する）。

2. 参加資格

企画提案選考への参加を希望する事業者は、次の(1)から(5)のすべての事項に該当していること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 納税義務者にあつては、国税および市区町村税を滞納していない者であること。

(4) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年告示第 104 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の規定する暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3. スケジュール

選考に係るスケジュールは次のとおりとするが、都合により変更する場合がある。

項番	手続内容	実施期間・提出期限等
1	実施公告	令和 8 年 6 月 10 日(水)
2	質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 17 日(水)
3	質問への回答	令和 8 年 6 月 24 日(水)頃
4	参加申込に係る書類の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日(火)
5	企画提案書・見積書の提出期限	令和 8 年 7 月 14 日(火)
6	選考結果の通知	令和 8 年 7 月 17 日(金)頃
7	契約締結	令和 8 年 7 月中旬～下旬予定

4. 質問の受付

本件委託業務内容や選考方法に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、選考に係る評価の配点など審査に支障をきたす質問については回答の対象としない。

受付期限	令和8年6月17日(水) 午後4時45分まで
提出書類	「(様式1) 令和8年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務 質問書」
提出方法	「10. 提出・連絡先」まで電子メールまたはFAXにより提出すること
質問への回答	令和8年6月24日(水)頃に彦根市HPにて公表する

5. 参加申込について

本件委託業務に係る企画提案選考への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込に係る必要書類を提出すること。ただし、彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規定に基づき令和8年度に登録されている者にあつては、(2)提出書類の項番3・6・7・8の書類は不要とする。

(1) 提出期限および提出方法

提出期限	令和8年6月30日(火) 午後4時45分まで (提出期限厳守)
提出方法	「10. 提出・連絡先」まで『令和8年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務企画提案選考参加申込書在中』と封筒に朱書きの上、郵送(書留)または持参により提出すること (必着)

(2) 提出書類

項番	提出書類	部数										
1	(様式2) 令和8年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務 参加申込書	原本 1部 写し 1部										
2	(様式3) 誓約書											
3	(様式4) 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書											
4	事業者概要書 ※任意様式											
5	観光パンフレット・フライヤー制作に係る実績等 ※任意様式											
6	【法人】登記事項証明書(商業登記簿謄本) ※直近3ヶ月以内のもの											
7	【個人】身分証明書 ※直近3ヶ月以内のもの											
8	納税証明書 ※都道府県税は不要です。 ① 直近3ヶ月以内に発行された完納証明書。固定資産税分は課税がない場合は、不要とする。 ② 令和7年度以降に設立した法人は、事業計画書および予算書を提出すること。 ③ 彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規定に基づく登録事業者については、提出不要とするが、その他の事業者については、次に記載する税金についての証明書を提出すること。											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>国税</td> <td>申告所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)</td> </tr> <tr> <td>市区町村税</td> <td>個人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>国税</td> <td>法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)</td> </tr> <tr> <td>市区町村税</td> <td>法人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)</td> </tr> </table>	個人	国税	申告所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)	市区町村税	個人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)	法人	国税	法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)	市区町村税	法人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)	
個人	国税		申告所得税、消費税及び地方消費税(その3の2)									
	市区町村税	個人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)										
法人	国税	法人税、消費税及び地方消費税(その3の3)										
	市区町村税	法人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度)										

6. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限および提出方法

提出期限	令和8年7月14日(火) 午後4時45分まで(提出期限厳守)
提出方法	「10. 提出・連絡先」まで『令和8年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務企画提案書在中』と封筒に朱書きの上、郵送(書留)または持参により提出すること(必着)

(2) 提出書類

項番	提出書類	作成内容	部数
1	企画提案書 ※任意様式	<p>i 「令和8年度 彦根市観光フライヤー制作委託業務仕様書」に基づき、観光フライヤー(1事業者につき2案まで)を提案すること。</p> <p>ii 原則A4判長辺綴とするが、表現の都合上等で、一部変更することは差し支えないものとする。縦横の向きは問わない。</p> <p>iii 「秋・冬」のみ、キャンプ、ラフ、アイデアスケッチ等、現物のイメージがつかめるものを、納品物と同じ紙質・紙厚で添付すること。「春」「夏」については、企画提案書内での提示でも構わない。</p> <p>iv コンセプト、テーマ、仕様等を企画提案書内に分かりやすく記載すること。</p> <p>v 会社概要、観光パンフレットやフライヤー制作委託業務に係る実績、制作期間や納品までのスケジュールがわかるように記載すること。</p> <p>vi イメージが伝わるものであれば、テキストの誤字脱字など、細かなところは評価の対象としない。</p> <p>vii 彦根市キャラクター「ひこにゃん」のイラストの使用にあたっては、既存のイラスト等を使用可とし、加工については、提案の時点では制限を設けない。また、着ぐるみ画像の使用にあたっては、ポーズの種類、加工等、提案の時点では制限を設けない。</p>	8部
2	見積書	<p>i 見積金額には、デザイン費、印刷費、配送費等、所要経費をすべて計上すること。消費税は別掲とする。</p> <p>ii 見積書には、代表者印を押印すること。</p> <p>iii 見積書の宛名は「彦根市長」とすること。</p>	<p>原本 1部</p> <p>写し 1部</p>

7. 企画提案書の審査について

(1) 提案審査：

- ① 事前に参加申込書(様式2)を提出した事業者の企画提案書を審査の対象とする。
- ② 提出された企画提案書の内容について、彦根市観光文化スポーツ部 観光交流課職員による審査をもって、当該業務の事業受託候補者を決定する。
- ③ 審査については、あらかじめ定められた評価項目をもとに審査し、最も評価が高い提案者を当該業務の事業受託候補者とする。
- ④ 事業受託候補者決定後に、候補者による採用の辞退やその他の理由で契約できない場合は、次点提案者を候補者として繰り上げる。
- ⑤ 審査については非公開とし、決定した内容について不服・異議申し立ては認めない。

(2) 評価基準：審査にあたっては、概ね以下の基準により総合的に審査する。

- ① 企画・コンセプトについて
- ② デザインについて
- ③ 業務の体制や工程・計画について
- ④ 経費の積算等価格の妥当性について

(3) 失格事項：次の各号に該当した場合は、失格とする。

- ① 提出期限に遅れた場合
- ② 提出書類等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合（ダミーテキストを除く）
- ④ 提出書類等の内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ⑤ 経費の積算等価格において、その総額が委託料上限額を超えている場合
- ⑥ その他審査において、当該業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8. 選考結果の通知について

令和8年7月17日（金）頃に企画提案書を提出した事業者に書面通知する。

9. その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込必要書類、企画提案書等は、原則返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書の内容変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書について、彦根市情報公開条例の規定に基づき公文書情報の開示請求がなされたときは、情報の開示により、当該法人等または当該事業を営む当該個人の権利、競争上の地位をその他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
- (5) 審査の結果に関わらず、提出された企画提案書の著作権は作成した各提案事業者に帰属するものとし、市は受託事業者の選定以外には使用しない。ただし、企画提案選考およびそれに付随する事務作業等において市が必要と認める場合は、その範囲内において各提案者の許可なく複製を作成し、また無償で使用できるものとする。

10. 提出・連絡先

郵便番号 522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市観光文化スポーツ部 観光交流課

担当：榎木、市居

電話：0749-30-6120

FAX：0749-24-9676

e-mail: kanko@ma.city.hikone.shiga.jp